

1 該当する中小企業とは？

運輸業においては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人を指します。

2 みなし大企業とは？

次のいずれかに該当する事業者を指します。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

3 トレーラー（被牽引車）が対象外はなぜか？

被牽引車は、動力を持つ他の車両に牽引される車両であり、内燃機関を有していないため対象外となります。

4 リース車両は対象か？

リース車両であっても市内で道路運送事業等を営むなど要件を備えていれば対象となります。

5 車検切れの車両は対象か？

基準日である11月1日以前(11/1含む)に車検が切れていたり、登録がなされていない車両は対象外となります。また、基準日現在では車検があってもその後車検をとらないことが予定されている場合は、事業継続の意思がないものと判断することも可能であることから、対象外となります。

6 今から車両を購入した場合は対象となるか？

基準日である11月1日以前(11/1含む)に所有又はリース契約等に基づき借用している車両を対象としているため、11月2日以降に車両入れ替えや購入等をされた車両は対象外となります。

7 バイク便は認められるか？

貨物軽自動車運送事業の届出をし、受理されている場合には対象となります。

※ なお、道路運送車両法上「貨物軽自動車運送事業」として使用できる二輪車は「軽自動車(125cc超250cc以下)」と「小型自動車(250cc超)」とされている(法人個人問わず配達業務を受託し対価として報酬を受け取る事業者は、配達車両に付けなければならない。)ので、例えば「原動機付自転車(125cc未満)によるフードデリバリー配達員」は対象外となります。

8 霊柩車は対象か？

霊柩車は、一般貨物自動車運送事業であり対象となります。

9 白ナンバーのトラックなどは対象となるか？

対象となる貨物自動車運送事業法(§2①)に規定する貨物自動車運送事業は、全て緑(黒)ナンバーとなるので、白(黄)ナンバーは対象外となります。また参考までに、自家用は対象とはならず、事業用のみを対象とするものです。

10 個人でトラックを所有し荷物運搬を行っているが、対象となるか？

一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業の許可を運輸局から得ており、緑(黒)ナンバーを取得した車両で運送業を行っている場合は対象になります。

11 市外に本社があり、市内に営業所がある事業者は対象となるか？

市内に営業所があれば対象となります。ただし、市内の営業所にある車両の自動車検査証の「使用の本拠の位置」が岩沼市である車両を所有し、又はリース契約等により借用しているものに限りません。

12 市内に本社があるが、車両が全て市外の営業所にある場合は対象となるか？

市内の本社や営業所にある車両の自動車検査証の「使用の本拠の位置」が岩沼市であれば対象となりますが、市外となっている場合は対象外となります。

13 既に廃業している場合は対象となるか？

基準日である11月1日以前(11/1含む)から市内で事業を営んでいることが条件となるので対象外となります。

14 今後廃業予定だが対象となるか？

交付申請後も市内で道路運送事業等を継続する意思がある場合に支援するものであり、廃業を見込んでいる場合は対象となりません。

15 貨物運送事業許可(又は認定)取得時から、代表者の変更があった場合は対象外か？

許可書(又は認定書)の写しのほか、直近の事業計画変更届出書の写しなど変更後の代表者を確認できる書類があれば対象となります。

16 最近創業したが対象となるか？

基準日である11月1日以前(11/1含む)から市内で事業を営んでいれば対象となります。

17 コロナの影響で休業しているが対象となるか？

基準日である11月1日以前(11/1含む)から市内で事業を営み、かつ、申請後も市内で道路運送事業等を継続する場合に対象となるので、休業している場合は対象とはなりません。

18 申請してからどのくらいで入金されるのか？

なるべく迅速に事務処理を行います。書類の不備がなければ、申請後、1か月程度で指定口座へ振り込みます。

19 支援金は課税対象か？

支援金は課税対象なので、申告が必要となります。

なお、法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象です。

計上する時期は、交付決定があった日の属する事業年度です。

20 宮城県で実施している「運送事業者原油高騰緊急支援補助金」を受け取っているが申請できるか？

申請できます。

21 申請書の申請者情報と請求書の事業者名や代表者名等が異なってもよいか？

必ず同一としてください。

22 銀行口座の種別が当座で、通帳が無い場合はどのようにすればよいか？

口座番号など振込み先がわかるものをコピーして提出してください。

23 代理申請は可能か？

申請は、法人（代表者）、個人事業者ともに、本人名義による申請となります。ただし、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請の支援をして頂くことは問題ありません。

24 申請方法はどのようにすればよいか？

感染拡大を防止する観点から、郵送での申請にご協力をお願いします。申請書等は市役所ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードができない場合は、市役所3階商工観光課に備え付けの申請書をご利用ください。

※郵便料金の不足により書類が受け取れない場合がありますので、提出前に重さや大きさを必ずご確認ください。

25 確定申告・市民税申告をしていないと対象にはならないのか？

はい。令和3年の確定申告等をしていただくことが条件です。ただし、令和4年1月1日～11月1日に開業した個人事業者の場合は、開業届など、起業した時期が分かる書類を提出願います。

26 令和3年中に開業したが、収入が低いため**確定申告をしていない**

令和3年中に開業していれば、課税対象とはならなくても、市役所で市民税申告をし、控えのコピーを提出してください。

27 **e-Tax** の場合はどのようにすればよいか？

e-Tax の場合は、「受信通知」の提出が必要です。

28 給付金の**使い方**に制限はあるか？

用途は限定されていないため、個々の状況に応じて運転資金や設備資金として広くお使いいただけます。

29 交付対象者の**市税の滞納がないこと**の**証明書**とはなにか？

完納証明書のことです。岩沼市役所の税務課で発行していますので（手数料300円）、そちらを提出してください。

30 **写真**は車両前部から撮影してもよいか？

必ず車両後部から撮影してください。封印部分とナンバープレートの記載部分がはっきりと確認できる写真が必要です。

31 **許可書**を紛失してしまった場合はどうしたらよいか？

運輸支局で証明願を発行していますので、そちらを提出してください。申請から受領までに、通常1～2週間程度かかります。申請については運輸支局に電話でご相談ください。